

2020 年度 商法 解答例

第1 第1 問題III(1) (166文字)

商号単一の原則とは、商号は1個の営業につき1つでなければならないというものである。その趣旨は、1個の営業につき複数の商号を用いることを認めることによる一般公衆の誤認を導くおそれや他人の商号選定の自由（商法11条1項）の妨げとなるおそれを防止することにある。なお、会社の場合、その名称が商号であり、当然に1つとなる（会社法6条1項）。

第2 問題III(2) (161文字)

倉荷証券とは、倉庫寄託中の物品を売却したり、担保に供するために利用される証券のことをいう。倉荷証券には物権的効力が認められ、倉荷証券により寄託物を受け取ることができる者に倉荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、寄託物について行使する権利の取得に関して、寄託物そのものの引渡しと同一の効力を有するとされる（商法607条）。

第3 問題IVの問(1)

甲社は、乙社の議決権を有しないことになる可能性があることから、乙社による自社株の取得に懸念を抱いていると考えられる。

具体的には、甲社は、もともと、乙社の発行済み株式総数2000万株に対して、460万株を保有しており、乙社の議決権の23パーセントを有している（会社法308条1項本文）。しかし、乙社が200万株の自社株を取得すると、当該株式には議決権が認められない（同2項）。そうすると、甲社は、乙社の議決権の25パーセント以上を有することになるため、相互保有株式の議決権制限（同1項本文かつこ書）が適用される。したがって、甲社は、乙社の議決権を有しないことになる。そこで、甲社は、乙社による自社株の取得に懸念を抱いていると考えられる。

第4 問題IVの問(2)

- 1 Xは、自己株式処分無効の訴え（828条1項3号）を提起することが考えられる。
- 2 訴訟要件について、出訴期間は問題ないと思われ、また、乙社の株主であるXは、原告適格（同2項3号）も有するため、訴訟要件は認められる。
- 3 無効事由について、明文の規定はないが、自己株式処分は利害関係人が発生するから、重大な法令・定款違反が認められる場合に無効になると解す

る。

本件では、市場価額の半額で譲渡したことが「特に有利な金額」（199条3項）に当たるか問題となる。自己株式処分は、資金調達のため行われるものであるから、「特に有利な金額」とは、公正価格と比較して特に低い金額をいうと解する。したがって、市場価額の半額で譲渡することは、公正価格と比較して特に低い金額といえるから、「特に有利な金額」に当たる。それにもかかわらず、株主総会決議を経ていないことは、199条2項に違反するから、法令違反であるといえる。

しかし、株主総会決議は内部手続にすぎないし、取締役に対する責任追及（423条）により損害を填補できるから、重大な法令違反とまではいえない。

4 よって、無効事由が認められないから、上記Xの訴えは認められない。

第5 問題V

1 Xは、株式交換無効の訴え（828条1項11号）を提起することが考えられるところ、これは認められるか。

2 まず、訴訟要件について、株式交換の効力発生日である2019年9月1日から6か月以内であれば、出訴期間は問題ない（同号）。また、甲社株主Xは、「株式交換契約をした会社の株主等で」「あった者」に当たるから、原告適格も認められる（同2項11号）。

3 次に、無効事由について、明文の定めはないが、株式交換は、効力が発生すると多数の利害関係人が発生するため法的安定性を図るべきであるから、重大な手続上の瑕疵がある場合に無効となると解する。

本件では、臨時株主総会決議に831条1項3号の取消事由が認められ、これが無効事由とならないか。なお、株式交換効力発生後に株主総会決議取消しの訴えを提起することはできず、株式交換無効の訴えのみによるべきであると解する。この場合の無効事由の主張は、株主総会決議の日から3か月以内に限られると解するため、本件でも、臨時総会のあった2019年9月10日から3か月以内である必要がある。

「株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使した」について、「特別の利害関係を有する者」とは、決議により他の株主と

共通しない利益を取得する者をいう。本件では、甲社株主A、B、Cは、甲社において高速通信システムを共同して研究している。そうすると、臨時株主総会において当該システムの開発に必要な資金を得るために株式移転の承認を得ることは、Aらにとって自身の研究を進めるという他の株主と共にしない利益を取得することになる。したがって、Aらが賛成したことは、「株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使した」に当たる。

「著しく不当な決議がされた」について、「著しく不当」とは、特別利害関係株主以外の株主が著しい不利益を受けることをいう。本件では、Xは、株式交換に不満を有しているというだけで、著しい不利益を受けることを基礎付ける具体的な事情が見当たらないから、当該要件に当たらない。

したがって、臨時株主総会の取消事由が認められないから、手続上の瑕疵はなく、無効事由は認められない。

4 よって、株式交換無効の訴えは認められない。

以上